

「春野高校いじめ防止基本方針」

高知県立春野高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめの背景には、暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった子どもに関わる大人の問題が根底にあり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の人権感覚の欠如が大きく影響していると思われる。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものモデルとなるべき大人が、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分發揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組むよう、「春野高校いじめ防止基本方針」を策定し、地域総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に關係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. いじめの定義

【第2条】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えればいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法【第22条】の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの事例としては、つぎのようなものが考えられる。

【具体例】

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3. いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）等について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4. 「いじめ防止等対策委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかつたケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

（1）組織の役割

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ②いじめの防止等の対策の取組に関するチェックリスト（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正。
- ③いじめに関する校内研修の企画・検討。
- ④いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ⑤いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑥いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ⑦重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

（2）組織の構成員

○学校関係者

校長、教頭、学年主任、生徒指導部長、1年補導専任、2年補導専任、人権教育主任、養護教諭

○外部構成員

スクールカウンセラー

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、SSW等の外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて所轄警察署や地方法務局等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

5. いじめ防止のための取り組み

(1) 学校づくり・授業づくり

- ①すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり。
- ②人と人との絆を大切にする学校づくり。
- ③わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくり。
- ④授業改善のための体制づくり。
- ⑤教職員の倫理観や規範意識、資質の向上を目的とした研修の実施。
- ⑥暴力・体罰・各種ハラスメントのない職場環境づくり。
- ⑦言語活動・道徳教育の推進。

(2) 集団づくり・生徒理解

- ①すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ②互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく。
- ③障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- ④生徒自らが考え、判断し、自己表現できる力を育む。
- ⑤人と関わることの喜びや大切さを知り、絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ⑥特別活動や総合的な学習の時間、部活動を通じて、年間指導計画に基づいた指導が必ずなされるような学校運営を実践する。

(3) 生徒指導

- ①時間や期限の厳守、授業中の姿勢や挨拶等の基本的生活習慣の徹底について確認する。
- ②いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認しない。
- ③生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかける。

(4) 教職員の資質能力の向上

- ①授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ実施する。
- ②教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ③「いじめられる側にも問題がある」という間違った認識を抱かせない。
- ④すべての生徒がいじめの問題への取り組みについての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

6. いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- ①いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。そのために、教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートを実施する。
- ②生徒の変化等の情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- ③気になる変化（遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為等）があった場合、その状況（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し、職員がいつでも共有できるようにしておく。なお、個人情報の管理については、細心の注意を払わなければならない。
- ④得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- ⑤ホーム主任は、朝夕のHRを大切にし、生徒の様子を観察する。
- ⑥教科担任は、授業と並行して机間巡回を行い、情報収集に努める。
- ⑦保健室の様子を聞く。
- ⑧定期的な生活アンケート（保護者・生徒）の実施、保護者面談・三者面談の実施により、家庭での様子や通学時の様子等を把握する。
- ⑨生徒から教職員への相談に対して、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう、また生徒が「相談しなければよかった」という思いにならないよう対応する。
- ⑩生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。

(2) いじめの対応

- ①速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- ②加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ④判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ⑤いじめであると判断されたら、被害生徒のケアや加害生徒の指導など、問題の解消まで「組織」が責任を持つ。
- ⑥問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- ⑦加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ⑧生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑨ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ⑩いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑪生徒の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になると いう考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ⑫いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- ⑬学校における情報モラル教育を実施する。

7. P T Aや地域の関係団体等との連携について

(1) 連携促進

- ① P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ② いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる、広報カードやチラシ等を配付し周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めいくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取り組みについて検証する。

8. 重大事態への対処

重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに特別事態対応委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(2) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(3) 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、特別事態対応委員会（仮称）を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。